

公 示 日：2024年7月3日（水）

調達管理番号：24a00449

国 名：アフリカ地域（広域）

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発部農業第一グループ第二チーム

調 達 件 名：アフリカ地域(広域)水産バリューチェーン改善による広域ブル
ーエコノミー開発促進プロジェクト詳細計画策定調査（評価分
析）

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：評価分析
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2024年8月中旬から2024年10月上旬
- （2）業務人月：1.43
- （3）業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
5日 28日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1部
- （2）見積書提出部数：1部
- （3）提出期限：2024年7月17日（水）（12時まで）
- （4）提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年7月26日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	セネガル、ギニア、ガンビア、カーボベルデ及び全途上国
語学の種類	英語または仏語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

西アフリカ沿岸地域では伝統的に漁業が盛んであり、各国において水産セクターは食料安全保障の確保や雇用創出といった社会・経済発展において重要な産業として位置付けられている。特にセネガル共和国（以下、セネガル）は西アフリカ地域有数の水産大国である。年間漁獲量は約 50 万トンで推移しており、うち約 80% が零細漁業により漁獲されていることから、多くの沿岸住民の雇用を創出している。他方、各国の海域では水産業の発展による漁獲圧の高まり等により、水産資源の減少と魚体の小型化の兆候がみられ、資源の持続的利用が課題となっている。

上記背景を踏まえ、JICA はセネガル国「広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト（以下、COPAO）」（2019 年 3 月～2024 年 2 月）を実施し、セネガルを中

心に周辺7か国（カーボベルデ、コートジボワール、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、モーリタニア及びシエラレオネ）において、漁業者と行政による水産資源の共同管理の実施能力強化が図られると共に、その普及に向けた優良事例が対象国に共有された。また COPAO では、資源管理ガイドライン及び各国の資源管理計画を策定し、共同管理の普及に向けた素地が整えられた。一方、水産資源管理は一般的に漁業者の漁獲活動を制限するケースが多く、漁業者への経済的負担も少なくないことから、その持続性が課題となっている。また、流通段階においても漁獲後損失、不衛生かつ低品質な水産物の流通・加工、脆弱な水産施設運営・管理といった多種多様な課題が山積している。

こうした状況下、ブルーエコノミー振興の概念に基づき、水産資源の共同管理とバリューチェーン開発による西アフリカ沿岸域における持続的な水産業振興を目指すべく、2023年8月に我が国政府に対して、技術協力事業（以下、「本プロジェクト」）の要請がセネガル、ギニア、ガンビア、カーボベルデよりなされた。

今回実施する詳細計画策定調査では、セネガル、ギニア、ガンビア、カーボベルデを対象に現地調査を行い、関係諸機関の能力や役割分担及びプロジェクトの実施体制や活動内容を確認・協議する。加えて、セネガル、ギニア、ガンビア、カーボベルデとプロジェクトに関わる合意文書締結のための R/D（R/D：Record of Discussions）案を含む協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）を作成し、締結する予定である。R/D はセネガル、ギニア、ガンビア及びカーボベルデの4か国との間で個別に作成・締結することとしており、本調査終了後に最終調整の上締結する予定。なお、本プロジェクトでは、R/D は締結しないものの、ギニアビサウを対象国とすることが想定されている。本調査においてギニアビサウでの現地調査は行わないが、JICA セネガル事務所等への聞き取りや参考資料をもとにギニアビサウでの活動内容を確認・協議する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1） 準備業務（2024年8月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把

握し、我が国及び他援助機関（FAO、UNDP、世界銀行等）のこれまでの協力状況・成果・課題も確認の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。

- ② 対象国（セネガル、ギニア、ガンビア、カーボベルデ）関係機関への事前質問項目（案）を取りまとめ、質問票（案）（英文または仏文）を作成する。なお、質問票を対象国側に事前に配付する際は、JICA 経済開発部と相談の上、JICA セネガル事務所および JICA ギニアフィールドオフィスを通じて配付する。
- ③ PDM (Project Design Matrix)案、PO (Plan of Operation)案、および案件概要表案（和文）を検討する。
- ④ JICA 経済開発部が企画する団内勉強会や対処方針会議等の会議に対面またはオンラインで参加し、協議結果の取りまとめに協力する。

（2） 現地業務（2024 年 8 月中旬～2024 年 9 月中旬）

セネガル、ギニア、ガンビア、カーボベルデそれぞれに対し①～⑦の業務を行う。現地調査対象外のギニアビサウについては、JICA セネガル事務所やセネガルに派遣中の水産行政アドバイザーへの聞き取りや参考資料から活動内容を検討する。

- ① JICA セネガル事務所や JICA ギニアフィールドオフィスなど JICA 在外拠点との打合せに参加する。
- ② 対象国側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 質問票や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握する。主な情報収集の内容は以下のとおり。
 - ア) 対象国の開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) 対象国の案件関連分野（水産セクター）における開発動向
 - ウ) 当該関連分野に係る基本統計情報、既存資料、関連法令情報等
 - エ) 対象国実施機関の組織体制、人員、予算、関連する開発課題等
 - オ) 当該関連分野に係る他ドナーの援助動向
 - カ) 支援対象地域の社会や家庭内における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等
 - キ) プロジェクト実施に係る先方負担事項
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、

実施体制、討議議事録を他分野の団員とともに検討する。

- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について R/D（案）（英文または仏文）及び M/M（案）（英文または仏文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえて検討・取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA セネガル事務所、JICA ギニアフィールドオフィス、日本大使館等に報告する。

(3) 整理業務（2024 年 9 月中旬～2024 年 10 月上旬）

- ① 報告会に出席し、調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2024 年 10 月 4 日(金)までに JICA 経済開発部へ提出する。

次の①～③を添付し、電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 詳細計画策定調査結果報告書（案）（和文）
- ③ 調査における面談議事録・収集資料一式

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版））」の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.htm>
↓

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年8月17日から2024年9月13日までを予定しています。なお、現地業務ではセネガルを拠点に周辺国（ガンビア、ギニア、カーボベルデ）へ渡航予定です。セネガルから周辺国への移動はJICAセネガル事務所が手配するため、見積もりには日本・セネガル間の往復航空賃を計上してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAセネガル事務所およびギニアフィールドオフィスによる便宜供与事項は

以下の通りです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舍手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 団員の調査期間については、職員等と同乗することになります。）
- エ) 通訳備上：英語⇄仏語の通訳を提供。ポルトガル語圏であるカーボベルデでは相手国関係者が英語または仏語での対応が可能のため、ポルトガル語通訳は備上しません。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じてアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部 農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・要請書（英文または仏文/和文付き）
 - ・セネガル国水産行政アドバイザー 専門家業務完了報告書（2024 年）
 - ・セネガル国広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト第 1 期業務完了報告書（和文・仏文）
 - ・セネガル国広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト第 2 期業務完了報告書（和文・仏文）

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」
 - イ) 配付依頼メール
 - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所や JICA ギニアフィールドオフィスなどにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所および同フィールドオフィスと常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所および同フィールドオフィスと緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。現地業務に先立ち JICA「海外渡航管理システム」に渡航予定の業務従事者を登録してください。ID の発行については、JICA 経済開発部 農業・農村開発第一グループ第二チームまで問い合わせください。なお、外務省「たびレジ」への直接登録は不要になります。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、

選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上